

令和 8 年に執行が予想される  
第 51 回衆議院議員総選挙  
第 27 回最高裁判所裁判官国民審査

## 不在者投票のしおり

指定病院、指定老人ホーム、指定原子爆弾被爆者  
養護ホーム、指定身体障害者支援施設及び  
指定保護施設における不在者投票事務について

広島県選挙管理委員会



## は　じ　め　に

この「不在者投票のしおり」は、令和8年に執行が予想される第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査において、投票日の当日、病気等で県選挙管理委員会が指定する病院、老人ホーム等に入院又は入所している方で、不在者投票事由に該当する方が、その病院、老人ホーム等で不在者投票を行う際の事務の参考にしていただくために作成したものです。

この不在者投票の制度は、有権者のためにできるだけ投票の機会を確保するようするために設けられた制度ですが、投票日に投票所において投票をするという原則の例外となるため、その手続は法令により詳細に規定されています。

選挙人が行った貴重な不在者投票は、その手続等が法令に違反したときは無効となりますから、病院等で不在者投票の事務に従事される方は、あらかじめ関係法令及びこの冊子をご覧いただき、手続等に誤りのないように十分に注意してください。



## 目 次

1 第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査の概要	1
(1) 選挙の種類及び日程	1
(2) 不在者投票のできる期間	1
(3) 選挙区と議員定数	1
2 不在者投票指定施設における不在者投票について	2
(1) 不在者投票制度	2
(2) 不在者投票指定施設	2
(3) 不在者投票管理者	2
(4) 不在者投票をすることができる選挙人	3
3 投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付について	4
(1) 請求のしかた	4
(2) 交付のしかた	5
4 投票について	5
(1) 不在者投票ができる期間	5
(2) 投票記載場所の設備	5
(3) 不在者投票の方法	5
(4) 投票立会人の立会い	7
(5) 投票用外封筒記載上の注意事項	9
5 不在者投票の送致について	10
(1) 投票用外封筒の裏面に記載する事項	10
(2) 不在者投票の送致	10
6 不在者投票の経費の請求について	11
(1) 概要	11
(2) 請求について	11
(3) 経費交付までの流れ	12
7 その他	12
8 指定病院等における不在者投票の手続等の流れ	13
9 指定病院等における不在者投票の外部立会人の選定等の流れ	14
別 記〔各種様式等〕	16
資 料〔市区町選挙管理委員会事務局所在地等一覧〕	37

### 凡 例

法：公職選挙法（昭和25年法律第100号）

令：公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）

国審法：最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）

国審令：最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年法律第122号）



# 1 第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査の概要

## (1) 選挙の種類及び日程

選挙の種類	公示日（国民審査は告示日といいます）
衆議院小選挙区選出議員選挙	選挙期日（投票日）の12日前
衆議院比例代表選出議員選挙	
最高裁判所裁判官国民審査	

## (2) 不在者投票のできる期間

選挙の種類	不在者投票のできる期間
衆議院小選挙区選出議員選挙	公示日の翌日から選挙期日の前日まで 毎日午前8時30分から午後5時まで
衆議院比例代表選出議員選挙	
最高裁判所裁判官国民審査	審査の期日前7日から審査期日の前日まで ※最高裁判所裁判官国民審査法第16条の2の規定による。

(注) 最高裁判所裁判官国民審査法第16条の2の規定により、衆議院議員選挙（小・比）と最高裁判所裁判官国民審査の不在者投票のできる期間が異なりますので、注意してください。

## (3) 選挙区と議員定数

### ① 小選挙区選出議員選挙

選挙区名	選挙区の区域	定 数
広島県第1区	広島市中区、広島市東区、広島市南区、安芸郡（府中町、海田町、坂町）	各選挙区1人 (計6人)
広島県第2区	広島市西区、広島市佐伯区、大竹市、廿日市市	
広島県第3区	広島市安佐南区、広島市安佐北区、広島市安芸区、安芸高田市、山県郡	
広島県第4区	吳市、竹原市、東広島市、江田島市、安芸郡（熊野町）、豊田郡	
広島県第5区	三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、世羅郡、神石郡	
広島県第6区	福山市	

(注) 令和4年の公職選挙法の一部改正により、県内小選挙区の区割り及び選挙区数（定数）が変更となっています。

### ② 比例代表選出議員選挙

選挙区名	選挙区の区域	定 数
中國	広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県	10人

(注) 令和4年の公職選挙法の一部改正により、定数が変更（11人→10人）となっています。

## 2 不在者投票指定施設における不在者投票について

### (1) 不在者投票制度

不在者投票は、選挙の当日、次の事由に該当すると見込まれる選挙人のために、選挙期日の前でも投票することができるという例外的な投票制度です。

- ① 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- ② 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- ③ 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- ④ 交通至難の島等に居住・滞在
- ⑤ 住所移転のため、他の市区町村に居住
- ⑥ 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

### (2) 不在者投票指定施設

不在者投票指定施設とは、不在者投票を行うことができる施設として、県選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設をいいます。

(注)「指定病院」、「指定老人ホーム」、「指定原子爆弾被爆者養護ホーム」、「指定身体障害者支援施設」及び「指定保護施設」を併せて以下、「指定病院等」といいます。

### (3) 不在者投票管理者

- ① 不在者投票を管理する者

施 設 の 種 類	不在者投票管理者	不在者投票管理者の職務代理者
病 院	病 院 長	病院長の職務を代理する者
老 人 ホ ー ム 原子爆弾被爆者養護ホーム	ホ ー ム の 長	長の職務を代理する者
そ の 他 の 施 設	施 設 の 長	〃

(参考) 次のような場合には、職務代理者が不在者投票管理者としての事務を行うこととなります。(令第55条第8、9項)

- I 不在者投票管理者に事故がある場合又は欠けた場合
- II 不在者投票管理者が候補者となった場合又は外国人である場合

- ② 不在者投票管理者の主たる事務

- ア 不在者投票に関する手続のすべてについて最終的な決定をすること。
- イ 不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、次の不在者投票に係る事務全般を管理執行すること。
  - a 選挙人の依頼があった場合において、選挙人に代わって投票用紙及び投票用封筒の交付を請求すること。(令第50条第4項)
  - b 交付を受けた投票用紙及び投票用封筒を直ちに選挙人に渡すこと。(令第53条第4項)
  - c 投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書を点検すること。(令第58条第1、2項)

- d 選挙権を有する者を立会人（一人以上）に選び、不在者投票に立ち会わせること。  
(令第 58 条第 3 項)
  - e 不在者投票の記載場所に必要な設備をすること。(令第 58 条第 4 項)
  - f 代理投票の申請を受け、その許否を決定すること。(令第 58 条第 4 項)
  - g 投票の終わった不在者投票を送致すること。(令第 60 条第 1 項)
- (注) 不在者投票管理者は、上記 a ~ g の法令に定められた事項以外にも不在者投票の投票を記載する場所を指定して、これを指定病院等内の見易い適当な場所に公告〔別記第 1 号様式(17 頁)〕するとともに、その他適当な方法で選挙人に周知徹底を図る必要があります。

③ 不在者投票管理者の注意すべき事項

不在者投票の管理執行に当たっては、次の事項に十分注意し、公正かつ適正な事務処理をしてください。

ア 不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をしてはならない。

(法第 135 条第 2 項)

「不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して」とは？

不在者投票管理者が日常の職務上有する影響力を利用してという意味であり、例えば、病院長が一般に不在者投票の対象となる入院患者に対して、その診療上の影響力をを利用して選挙運動をすることは違反となる。

- イ 不在者投票は投票日の前に選挙人が投票できる制度ですから、特にその取扱いは厳格にし、あらかじめ投票事務全体の処理について計画を立て、最も適切に事務の処理ができるように事務分担を検討しておいてください。
- ウ 事務処理に当たっては、いたずらに過去の経験や慣例に頼らず、常に法規、実例、判例等を根拠として、的確に処理してください。
- エ 投票事務は、正確さと迅速さが要求されるので、緊急な場合に対応できる事務処理ができるよう対策を立てておいてください。
- オ 事務の管理執行に当たっては、自由、公正、平等を第一義とし、投票の秘密保持を期し、また選挙人に威圧を与えることのないよう配慮してください。
- カ 施設内に特定の政党等の政治活動用ポスター又は選挙運動用ポスターが掲示されていることは、不在者投票の管理執行上から好ましくなく、選挙の公正を害するおそれがありますので、施設内に当該ポスターの掲示（掲示の許可）をしないよう配慮してください。
- キ 不在者投票管理者、不在者投票の立会人及び代理投票の補助者については、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票干渉罪、立会人の義務を怠る罪等が適用されるので、これらの罰則に触れることのないよう厳に注意するようにしてください。(法第 255 条)

不在者投票の違法な管理執行によって選挙が無効となることもあります。

(4) 不在者投票をすることができる選挙人 (法第 49 条第 1 項)

選挙人名簿に登録されている選挙人のうち前記の指定病院等に入院又は入所している方で、

選挙期日の当日、不在者投票事由（2（1）参照）のいずれかに該当すると見込まれる場合に不在者投票をすることができます。

ただし、前記の不在者投票をすることができる選挙人が、その属する投票区の区域内の指定病院等に入院又は入所している場合は、疾病、負傷、妊娠、老衰、身体の障害等のため投票日当日歩行が困難であること又は困難であることが予想されることが、指定病院等での不在者投票の条件になります。

投票区の区域とは、ある投票所において投票する選挙人が居住する区域のことをいいます。

### 3 投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付について

#### （1）請求のしかた

① 指定病院等の長（又はその代理人）が選挙人に代わって請求する方法

ア 指定病院等の長（又はその代理人）は、指定病院等に入院又は入所している方から投票用紙及び投票用封筒の請求の依頼があり、その方について不在者投票をする正当な事由があると認める場合は、当該選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市区町の選挙管理委員会の委員長に対して文書〔別記第2号様式（18～19頁）〕で直接に、又は郵便等で請求することになります。（令第50条第4項）

なお、この請求をする際には、併せて当該指定病院等で投票する場合はその旨を、また視覚障害のために点字投票をする場合はその旨〔別記第2号様式（19頁）「備考」欄に記載〕を申し立てなければなりません。（令第50条第3、4項）

イ 指定病院等の長（又はその代理人）が選挙人に代わって投票用紙及び投票用封筒を請求する場合には、必ず選挙人からの依頼書〔別記第3号様式（20頁）〕を受け取っておいてください。

選挙人から請求の依頼がないときは、いかなる場合でも選挙人に代わって請求することはできません。

ウ 前記アにより請求する場合は、請求書を2枚（1枚は正式な請求書とし、他の1枚は市区町の選挙管理委員会が投票用紙及び投票用封筒を送付する際の選挙人の明細として使用する。）必ず提出してください。

エ 選挙期日の公示の日前においても投票用紙等の請求ができますので早めに準備してください。ただし、投票用紙等の交付開始は、概ね選挙期日の公示日の前日から順次行います。

（注）「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第70号）」の施行に伴い、普通扱いの郵便物の配達頻度が緩和（土曜配達の休止）されるとともに送達速度が緩和（翌日配達の廃止）されるため、できるだけ速やかに投票用紙等の請求を行ってください。

オ 請求手続に関しては、念のため請求先の市区町選挙管理委員会に確認をしてください。

② 選挙人が自ら請求する方法

指定病院等に入院又は入所している方が、自ら自己の登録されている選挙人名簿の属する市区町選挙管理委員会の委員長に対して、請求書兼宣誓書〔別記第4号様式（21頁）〕に必要事項を記載し、直接に、又は郵便等で請求することができます。（令第50条第1項）

なお、この請求をする場合、併せて指定病院等で投票する場合にはその旨を、また視覚障害のために点字投票をする場合にはその旨を申し立てなければなりません。

(令第 50 条第 2、3 項)

(注) このように選挙人自ら請求することはできますが、できるだけ病院長等を通じて行うように指導をしてください。

※ 指定病院等における不在者投票事務の全体の概要については、[8 指定病院等における不在者投票の手続等の流れ (13 頁)] を参照してください。

## (2) 交付のしかた

前記(1)の方法によって請求すると、市区町選挙管理委員会の委員長から次の投票用紙等が直接交付されるか、又は郵送されてきます。いずれの請求によった場合も、受け取ったときは、直ちに選挙人に渡してください。

① 指定病院等の長が選挙人に代わって請求した場合

- 投票用紙 3 種類（小選挙区・比例代表・国民審査）
- 投票用封筒（外封筒、内封筒）各 3 種類（小選挙区・比例代表・国民審査）

② 選挙人が自ら請求した場合

- 投票用紙 3 種類（小選挙区・比例代表・国民審査）
- 投票用封筒（外封筒、内封筒）各 3 種類（小選挙区・比例代表・国民審査）
- 不在者投票証明書 1 通（不在者投票証明書用封筒に入っています。）

## 4 投票について

### (1) 不在者投票ができる期間

衆議院議員小選挙区及び比例代表選出議員選挙は、選挙期日の公示日の翌日から選挙期日の前日まで、最高裁判所裁判官国民審査は、審査の期日前 7 日から審査期日の前日まで、毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時までです。（法第 270 条、令第 58 条第 1 項、国審法第 16 条の 2、国審令第 13 条）

選挙期日に注意し、不在者投票の事務日程をあらかじめ決めて、選挙期日までに必ず投票用紙等が選挙人の名簿登録地の市区町選挙管理委員会まで送致できるように注意してください。

### (2) 投票記載場所の設備

- ① 不在者投票管理者は、投票を記載する場所について、他人が選挙人の投票の記載を見ることができないように投票の秘密を保持し、また投票用紙の交換等の不正が行われないように相当の設備をしなければなりません。（令第 58 条第 4 項）
- ② 投票記載場所には候補者の氏名等を掲示することができませんので、候補者の氏名等を記載したポスター等の文書が掲示されないようにしてください。（法第 145 条第 1 項）

なお、選挙人から候補者の氏名等を尋ねられることもあるので、記載台とは別の場所（受付等）に候補者の氏名等が記載された新聞記事、県報等を備えるようにしてください。（公示日後、当委員会ホームページに候補者情報等を掲載する予定です。）

### (3) 不在者投票の方法

#### ① 不在者投票をさせる前にしなければならないこと

##### ア 投票用紙・封筒の点検

- a 不在者投票管理者は、選挙人にその投票用紙及び投票用封筒を提示させ、所定のものであるかどうか、選挙人本人であるかどうかを確認すること。(令第 58 条第 1 項)
  - b 指定病院等の長（又はその代理人）が選挙人に代わって投票用紙等を代理請求している場合は、その請求をした指定病院等の長のもと以外では不在者投票はできないこと。
  - c 提示された投票用紙に、既に候補者の氏名等が記載してある場合には、不在者投票管理者は、選挙人に投票用紙を返還し、選挙人の名簿登録地の市区町選挙管理委員会の委員長に、その投票用紙と引換えに再交付の請求をさせたうえ、所定の不在者投票を行わせること。
- イ 不在者投票証明書の点検《選挙人自らが選挙人の名簿登録地の市区町選挙管理委員会の委員長に請求した場合に限り証明書があります。》
- a 選挙人から、不在者投票証明書を封筒のまま提出させ、その封筒が開かれていないかどうかを点検してください。開かれているときには選挙人が誤って開いた場合であっても、投票させることはできませんので十分に注意してください。(令第 58 条第 2 項)
  - b 不在者投票をする指定病院等と不在者投票証明書の「投票しようとする病院、老人ホームその他の施設の名称」欄の記載とが一致しないときは、選挙人にその理由を聞き、正当な理由があるときは投票ができます。

#### ② 不在者投票の手続

##### ア 選挙人が自ら投票する場合

- a 選挙人が前記（3）①の手続を済ますと、不在者投票管理者の管理する投票記載場所において、投票用紙に自ら、
  - I 衆議院小選挙区選出議員選挙にあっては、当該選挙の候補者 1 人の氏名を、
  - II 衆議院比例代表選出議員選挙にあっては、1 の名簿届出政党等の名称又は略称を、
  - III 最高裁判所裁判官国民審査にあっては、投票用紙の罷免を可とする裁判官に対する記載欄に「×」を記載させ、これをそれぞれ投票用内封筒に入れて封をさせます。

次に投票用外封筒に入れて封をさせ、その表面に署名（9 頁参照）させ、直ちにこれを不在者投票管理者に提出させてください。(令第 58 条第 1、2 項、国審法第 15 条)

- b 選挙人が投票用外封筒の署名を忘れないように注意してください。また、選挙人に代わって他の者が選挙人の氏名を記載してはならないので注意してください。(但し、代理投票の場合を除きます。)
- c 点字投票があった場合の投票用外封筒の表面の署名は、投票用内封筒を入れる前に点字で打たせてください。

##### イ 代理投票を希望する方がいる場合

代理投票とは、心身の故障その他の事由により候補者の氏名等を自書できない方が、不在者投票管理者に申請（口頭でも可）し、代理の者が投票用紙に記載する制度をいいます。《具体的な手續は…》

- a 不在者投票管理者は、立会人の意見を聞いて、投票所の事務に従事する者のうちから選挙人の投票を補助すべき者 2 人を定め、その 1 人に投票記載場所で選挙人の指示する

候補者の氏名等を記載させ、他の1人をこれに立ち会わせなければなりません。

(令第58条第4項、第56条第4項)

この代理投票の補助者2人は、投票事務の適正を期するために、不在者投票管理者又は立会人と兼ねることはできませんので、あらかじめ投票事務従事者の中から定めておき、事務に支障が生じることがないようにしてください。

- b 候補者の氏名等を記載した補助者に、記載した候補者の氏名等を選挙人に読み聞かせたうえ、投票用内封筒に入れて封をさせ、更にこれを投票用外封筒に入れて封をさせ、投票用外封筒の表面に選挙人の氏名のみ（記載した補助者の氏名は記載しない）を記載させて直ちに提出させてください。（令第58条第4項、第56条第4項）
- c また、受付においては、代理投票処理簿〔別記第5号様式（22頁）〕に記載し、投票用紙等とともに名簿登録地の市区町選挙管理委員会へ送付してください。

ウ 代理投票の仮投票をさせる場合

前記イの場合において、代理投票の事由がないと不在者投票管理者が認めたときは、立会人の意見を聞いて拒否することができます。しかし、代理投票を拒否された選挙人に不服があるとき、又は代理投票させることについて立会人に異議があるときは、代理投票の仮投票をさせることになります。

代理投票の仮投票をさせる具体的な手続は、代理投票の補助者2人のうち、投票用紙に候補者の氏名等を記載した補助者に、選挙人の氏名を投票用外封筒に記載させた後、その者（補助者）の氏名を、投票用外封筒の表面の「代理投票の仮投票における代理記載人氏名」欄に記載させて提出させることになります。（令第58条第4項、第56条第5項）〔（5）投票用外封筒記載上の注意事項（9頁）を参照のこと。〕

エ ベッドの上で投票する場合

原則としてベッドの上で不在者投票をすることはできませんが、重病人等歩行が困難である選挙人の投票については、不在者投票管理者の管理のもとで立会人の立会いがある場合に限りベッドの上で投票をすることができます。

この場合にも、代理投票の方法は前記と同様であり、その処理方法及び投票の秘密保持に十分注意を払い、また投票の取扱いを一層慎重に行うとともに、ベッドのある室内に候補者の氏名等を記載したポスター等が掲示されないように十分に注意してください。

オ その他の一般的な注意事項

衆議院議員総選挙の場合は、小選挙区選出議員選挙と比例代表選出議員選挙の2つの選挙、更に最高裁判所裁判官国民審査の投票と3種類の投票用紙がありますので、選挙人がそれぞれの投票用紙等を間違えないように十分に確認をして投票させるようにしてください。

〈参考〉 投票用紙の色

衆議院小選挙区選出議員選挙………水色

衆議院比例代表選出議員選挙………ピンク色

最高裁判所裁判官国民審査………うぐいす色

**\* 投票用紙の色と不在者投票用封筒の色は同色となっています。**

#### (4) 投票立会人の立会い

不在者投票管理者は、不在者投票が行われる場合においては、選挙権を有する者を立会人として選び、立会わせなければなりません。この立会人がなく行われた投票は無効となります

で、最低1人の立会人の立会いがなければなりません。立会人は、不在者投票管理者、投票事務従事者又は代理投票（又は代理投票の仮投票）における補助者とは兼ねることはできませんが、選挙権を有すれば足り、選挙人名簿に登録されていることは必要ではありません。（令第58条第3項、第56条第3項）

なお、不在者投票管理者は、市区町の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないとされていますので、立会人の選定において留意してください。（法第49条第10項）

また、立会人は、投票監視のための点検から送致のための受理に至るすべての手続に立会ってください。

#### ○公職選挙法の改正について

平成25年5月31日に公職選挙法の一部が改正され、不在者投票の公正な実施を確保するための努力義務が不在者投票管理者に課されることになりました（法第49条第10項）。

同条同項に例として挙げられている市区町の選挙管理委員会が選定した者（外部立会人）を投票に立ち会わせることは、不在者投票の公正な実施の確保の1つの方法であり、導入について積極的に検討してください（外部立会人の選定手続については14、15頁参照）。

なお、この場合の立会いに要する経費は公費負担となりますので、不在者投票の事務手続の終了後、所要の手続を行ってください（「6 不在者投票の経費の請求について」参照）。

また、不在者投票の公正な実施を確保する方法は上記のものに限られませんので、不在者投票の公正な実施の方策を適宜ご検討ください。

## (5) 投票用外封筒記載上の注意事項

※記載例は、衆議院小選挙区選出議員選挙に用いる外封筒の例です。

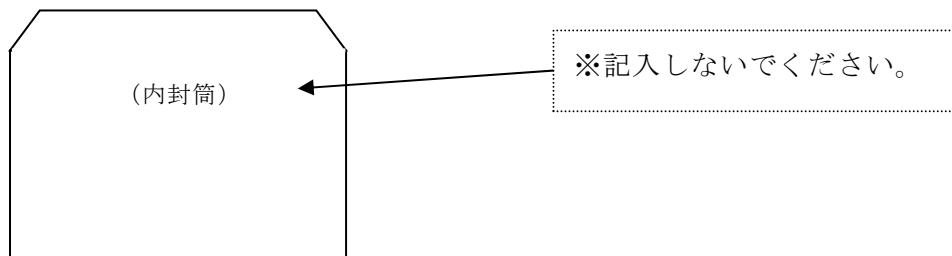
[表 面]

<p style="text-align: center;">第51回 衆議院小選挙区選出議員選挙 不 在 者 投 票 (外 封 筒)</p> <p style="text-align: right;">注意 投票者欄の氏名は、必ず自分で書いてください。 代理投票の仮投票における代理記載人氏名</p>		<p>※「投票者氏名」欄には、必ず本人に署名させること。（代理投票の場合は、補助者2人のうち、投票用紙に候補者の氏名等を記載した補助者に選挙人の氏名を記入させること。）</p> <p>※記入しないでください。</p>
<p>氏 投 票 者</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px;"></div>	<p>氏 外 選 挙 人</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px; background-color: red; color: white; text-align: center;">X</div> <p>在外選挙人の投票に使用</p>	
<p>市区町名 投票区名 選挙人名簿登録番号 男・女</p>		<p>※「代理投票の仮投票における代理記載人氏名」欄には、代理投票の仮投票をさせる場合にのみ補助者の氏名を記載させること。</p>

[裏 面]

<p>立会人 (署名) 不在者投票管理者 (職氏名)</p> <p>投票場所 投票年月日 令和 年 月 日</p>	<p>※不在者投票管理者は、選挙人から、投票を受け取った後に必ず、            ①投票年月日、投票場所を記載            ②不在者投票管理者の記名（ゴム印で差し支えない。）            を行うこと。</p> <p>※投票立会人本人に署名させること。            （ゴム印を使用したりしないこと。）</p>
---	--

※内封筒には何も記載しないでください。



## 5 不在者投票の送致について

不在者投票管理者は、選挙人から投票を受け取った場合には、次の処理を行ってください。

(令第 60 条第 1 項)

### (1) 投票用外封筒の裏面に記載する事項

- ア 投票年月日及び投票場所を記載すること。
- イ 不在者投票管理者の記名を行うこと。
- ウ 投票立会人本人に署名をさせること。

### (2) 不在者投票の送致

不在者投票管理者は、前記（1）の手続の終わった投票用外封筒を、更に不在者投票証明書（名簿登録地の市区町選挙管理委員会の委員長に選挙人自らが請求した場合に限る。）、代理投票処理簿〔別記第 5 号様式（22 頁）〕及び不在者投票送致書〔別記第 6 号様式（23 頁）〕とともに他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を朱書き等により明記し、その裏面に不在者投票管理者の記名押印をして、直ちにこれを名簿登録地の市区町選挙管理委員会の委員長に送致し、又は郵送等をもって送付しなければなりません。

この場合、前記（1）の投票年月日及び投票場所の記載、不在者投票管理者の記名、立会人の署名等がなされていないと、その投票は受理されないことになりますので注意してください。

(令第 60 条第 1 項)

なお、不在者投票は不在者投票管理者から選挙人の属する市区町選挙管理委員会の委員長を経て、所属投票区の投票管理者に送致されますが、投票所を閉鎖する時刻（大部分のところは投票日の午後 8 時）までに送致されないときは、その不在者投票は事実上投票がなかったものとして扱われますので、時間的余裕を配慮のうえ送付してください。

（注）「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 70 号）」の施行に伴い、普通扱いの郵便物の配達頻度が緩和（土曜配達の休止）されるとともに送達速度が緩和（翌日配達の廃止）されるため、レターパック等を用いるなど、確実に投票所の閉鎖までに送致されるよう留意してください。

#### （注意）送付する前にもう一度確認してください！

[4(5)投票用外封筒記載上の注意事項（9 頁）、第 6 号様式（23 頁）を参照]

- ① 投票用外封筒の表面に選挙人の署名漏れがないこと。
- ② 投票年月日及び投票場所の記載があること。
- ③ 不在者投票管理者の記名があること。
- ④ 投票立会人の署名があること（必ず自署すること。ゴム印は使用不可）。
- ⑤ 不在者投票送致書に記載漏れ、記入誤りがないこと。
- ⑥ 送付先は、「名簿登録地の市（広島市にあっては区）町選挙管理委員会の委員長」であること（県選挙管理委員会ではありません）。

## 6 不在者投票の経費の請求について

### (1) 概要

- ① 指定病院等における所定の不在者投票の事務手続が終了したときは、当該指定施設において不在者投票をした選挙人1名につき1,236円が交付されます。

#### 【注意事項】

請求の対象となる人数は、投票を行った選挙人の実人数であり、衆議院小選挙区選出議員選挙、比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票した人を合計した人数ではありません。したがって、全ての選挙・審査の投票をした人も、いずれか1つの選挙又は審査の投票をした人も、同様に1人として計算することになります。

- ② 指定病院等において、不在者投票管理者が市区町の選挙管理委員会が選定した者(外部立会人)を投票に立ち会わせたときは、その要する経費について、1日につき12,400円(1日のうちの一部の時間に従事した場合は、実際に従事した時間に応じた額)を上限として県から交付されます。

#### 【注意事項】

ア 外部立会人に係る経費は、市区町の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせるために経費を要した場合に請求できるものであり、市区町の選挙管理委員会が選定していない外部立会人を立ち会わせた場合には経費を請求できません。また、辞退等により実際に立会人に謝金や旅費を支払っていない場合は経費を請求できません。

イ 1日のうちの一部の時間に従事した場合における具体的な基準額については、25頁を参照してください。

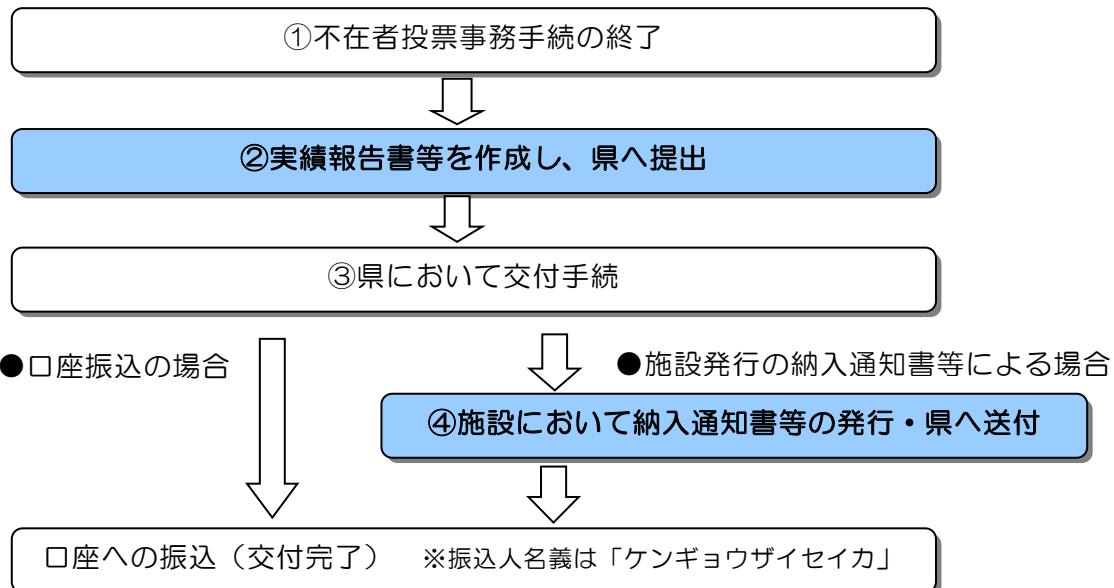
なお、今回の衆議院議員総選挙においては、広島県外の選挙人名簿に登録されている方の不在者投票であっても、広島県内の不在者投票指定施設で行われたものであれば、広島県に請求することになります。

### (2) 請求について

不在者投票管理者は、不在者投票事務手続完了後、次のとおり経費を請求してください。

提出書類	提出先	提出期限
不在者投票特別経費実績報告書【第7号様式】 不在者投票者氏名等一覧表【第8号様式】 口座振替依頼書【第9号様式】 領収書の写し(※)  (※ 市区町が選定した外部立会人に係る経費を請求する場合。なお、領収書には、①領収明細(立会時間等)、②領収年月日及び③立会人の住所・氏名を必ず記載してください。)	〒730-8511 広島市中区基町10-52 広島県選挙管理委員会事務局 (不在者投票経費担当) 電話 082-513-2601	投票日の 14日後(必着)

### (3) 経費交付までの流れ

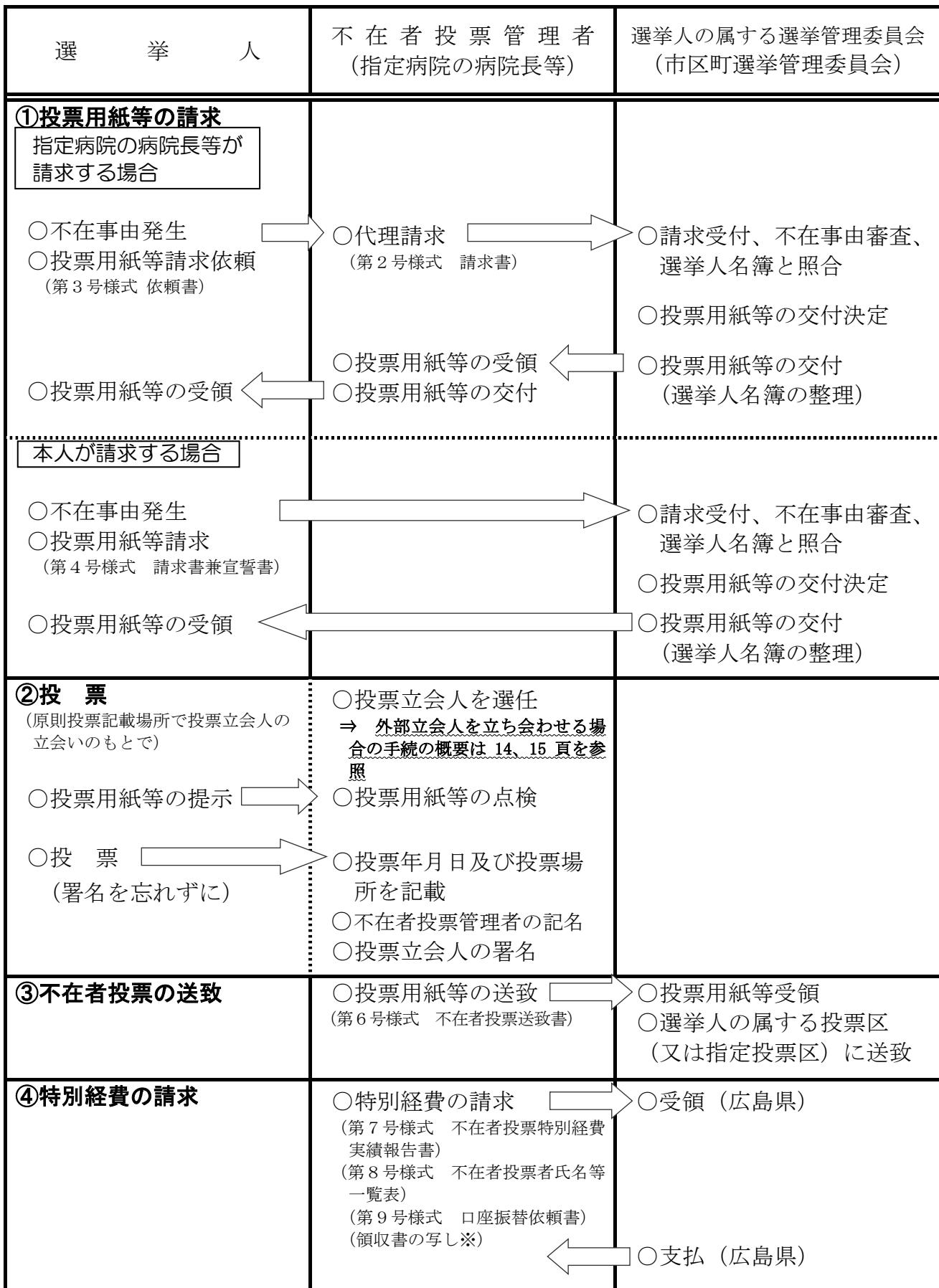


## 7 その他の

事務手続等又はそれ以外の点に関して不明な点がございましたら、県選挙管理委員会又は施設所在地の市区町選挙管理委員会まで気軽に尋ねください。

問い合わせ先	問い合わせ内容	電話番号
県選挙管理委員会	不在者投票の制度等に関すること	082(513)2605
	不在者投票の経費に関すること (市町行財政課が担当しています)	082(513)2601
市区町選挙管理委員会	投票用紙の請求等に関すること	37頁参照

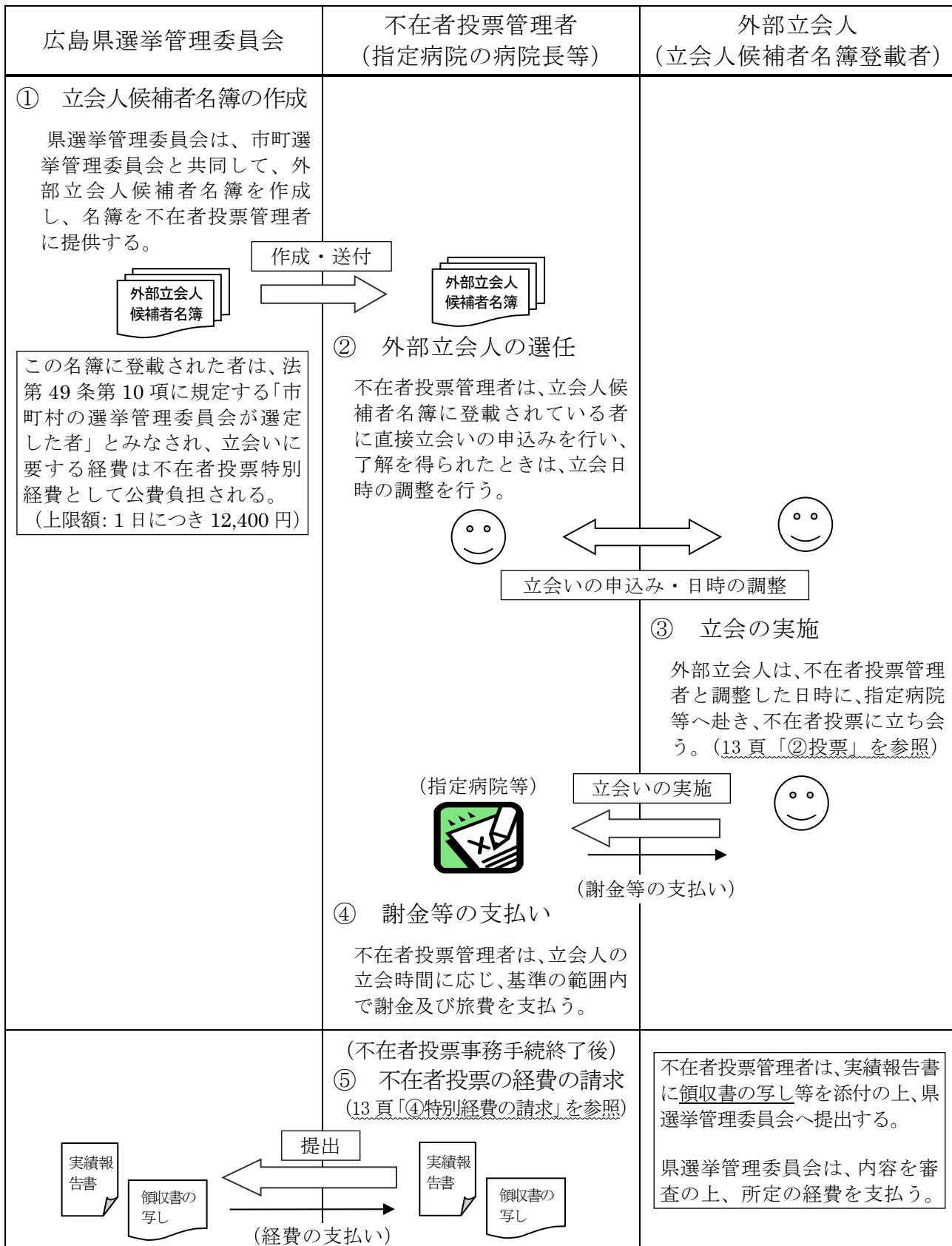
## 8 指定病院等における不在者投票の手続等の流れ



※ 外部立会人に謝金等を支払った場合のみ必要。

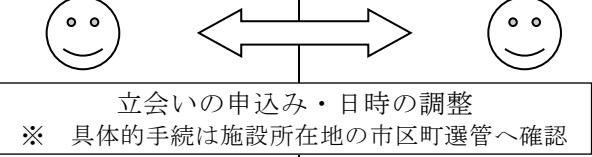
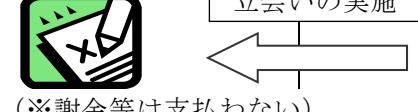
## 9 指定病院等における不在者投票の外部立会人の選定等の流れ

(1) 広島県選挙管理委員会及び市町選挙管理委員会が共同して作成した名簿による場合



\* この流れ図は、広島県及び市町の選挙管理委員会が共同して作成した名簿を利用し外部立会人を選任する場合のものです。この名簿に登載されていない者であっても、市区町の選挙管理委員会が公正・中立の観点等からふさわしいと認める者を外部立会人として選定している場合があります。この場合における手続については、所在地の市区町の選挙管理委員会(37頁)へお問い合わせください。

(2) 市区町選挙管理委員会の職員に立会いを依頼する場合

広島県選挙管理委員会	不在者投票管理者 (指定病院の病院長等)	外部立会人 (市区町選管の職員)
① 立会人候補者名簿の作成  県選挙管理委員会は、市町選挙管理委員会と共同して、外部立会人候補者名簿を作成し、名簿を不在者投票管理者に提供する。	 <p>作成・送付</p> <p>以下、名簿を利用しない場合</p>	
② 市区町選管職員の立会依頼  不在者投票管理者は、名簿登載者ではなく、市区町選管職員による外部立会を希望する場合は、施設所在地の市区町選挙管理委員会に立会の申込みを行い、了解を得られたときは、立会日時の調整を行う。	 <p>立会いの申込み・日時の調整 ※ 具体的手続は施設所在地の市区町選管へ確認</p>	 <p>③ 立会の実施  市区町選管職員は、不在者投票管理者と調整した日時に、指定病院等へ赴き、不在者投票に立ち会う。(13頁「②投票」を参照)</p> <p>(指定病院等)            (※謝金等は支払わない)</p>

※ この流れ図は、立会人候補者名簿によらず市区町選管職員に立会いを依頼する場合のものです。この場合、市区町選管職員は選挙の管理執行に支障のない範囲での対応となりますので、施設所在地の市区町の選挙管理委員会（37頁）と十分な調整をお願いします。



## 別 記

## 各 種 様 式 等 の 目 次

様式等番号	様 式 等 の 内 容	頁
第 1 号様式	公 告 (不在者投票の日時等の周知用)	1 7
第 2 号様式	請 求 書 (病院長等が請求する場合)	1 8
別 紙	不在者投票依頼者一覧表 (第 2 号様式に添付)	1 9
第 3 号様式	依 頼 書 (病院長等が請求する場合)	2 0
第 4 号様式	請求書兼宣誓書 (本人が請求する場合)	2 1
第 5 号様式	代理投票処理簿 (代理投票がある場合)	2 2
第 6 号様式	不在者投票送致書	2 3
第 7 号様式	不在者投票特別経費実績報告書	2 4
第 8 号様式	不在者投票者氏名等一覧表 (第 7 号様式に添付)	2 7
第 9 号様式	口座振替依頼書 (第 7 号様式に添付)	2 9
第 10 号様式	債権者コード登録依頼書	3 4
—	領収書の記載例	3 6



## 第1号様式

(選挙人の利便性や不在者投票用紙の請求手続等を考慮し、なるべく早い時期に公告を行ってください。)

## 公 告

第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査について、当病院（老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、施設）における不在者投票の投票記載の場所を、次のとおり指定します。

令和8年 月 日

病院長（老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、施設の長）氏名 \_\_\_\_\_

### 不在者投票取扱場所及び時間

#### 1 歩行可能な者

\_\_\_\_月\_\_\_\_日から\_\_\_\_月\_\_\_\_日まで \_\_\_\_\_室において毎日午前8時30分から午後5時まで

#### 2 歩行困難な者

\_\_\_\_月\_\_\_\_日 各病室

第2号様式（病院長等が請求する場合）

## 請　　求　　書

別紙（不在者投票依頼者一覧表）の選挙人は、第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査の投票日に、当病院（老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、施設）に入院（所）している見込みであるため、当病院（老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、施設）において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項の規定による依頼があったので、別紙の選挙人に代わって、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

令和8年　　月　　日

\_\_\_\_\_市区町選挙管理委員会委員長 様

[不在者投票管理者]

病院等の名称：\_\_\_\_\_

所在地（〒　　-　　）\_\_\_\_\_

電話（　　-　　）-

\_\_\_\_\_病院長（老人ホーム・原子爆弾被爆者養護ホーム・施設の長）氏名 \_\_\_\_\_

事務担当者を記載してください。

所属（　　）氏名（　　）

（不在者投票予定日時　　月　　日　　時から）

（注意）

- 1 病院名等は、略称によらないで正式の名称を、また病院長等の氏名を必ず記入すること。
- 2 別紙の備考欄には選挙人から「点字投票」を行う旨の申出があったときその旨を記載するものとする。

## 不在者投票依頼者一覧表

（病院等の名称）

番号	フリガナ 選挙人氏名	選挙人名簿に記載されている住所	性別	生年月日	備考

## 依頼書

私は、第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査の投票を当病院（老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、施設）で行いたいので、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求してくださるよう依頼します。

令和8年 月 日

病院長（老人ホーム・原子爆弾被爆者養護ホーム・施設の長）様

選挙人

選挙人名簿に記載されている住所

氏名

生年月日 年 月 日 生

第4号様式（本人が請求する場合）

## 請求書兼宣誓書

私は、第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みですので、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

1 不在者投票事由

- ア 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- イ 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- ウ 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- エ 交通至難の島等に居住・滞在
- オ 住所移転のため、他の市区町村に居住
- カ 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

2 投票の場所

広島県選挙管理委員会指定の \_\_\_\_\_ 病院（老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、施設）で（点字）投票します。

上記は真実に相違ないことを誓います。

令和8年 月 日

選挙人名簿に記載されている住所

氏 名

生年月日 年 月 日 生

## 第5号様式

## 代 理 投 票 处 理 簿

指定施設・指定病院用

選挙人 名番 簿号	選挙人氏名	性別	代理投票の事由	補助者氏名	不在者投票管理者の決定			投票立会人の意見			摘要
					承認	拒否	承認	拒否	承認	拒否	
		男 ・女	心身の故障 その他								
		男 ・女	心身の故障 その他								
		男 ・女	心身の故障 その他								
		男 ・女	心身の故障 その他								
		男 ・女	心身の故障 その他								
		男 ・女	心身の故障 その他								
		男 ・女	心身の故障 その他								
		男 ・女	心身の故障 その他								

- 備考 1 不在者投票管理者の決定及び投票立会人の意見は、それぞれ該当欄に捺印すること。  
 2 仮投票したものについては、その旨を摘要欄に記載すること。

## 第6号様式

令和8年 月 日

\_\_\_\_\_ 市区町選挙管理委員会委員長 様

\_\_\_\_\_ 病院長（老人ホーム・原子爆弾被爆者養護ホーム・施設の長）  
氏名 \_\_\_\_\_

### 不 在 者 投 票 送 致 書

第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査の不在者投票を次のとおり送付します。

#### 1 送致の内訳

(1) 投票用紙及び投票用封筒受領数		名
上記のうち 今回送致数	(2) 投票数（投票を済ませた者）	名
	(3) 返送数（退院、死亡等）	名
	(4) 送致数 計 (2) + (3)	名
(5) 差引残数 (1) - (4) (投票が済んでいない者)		名

#### 2 投票用紙等を返還する者の氏名等（1（3）の該当者）

選挙人氏名	理 由	選挙人氏名	理 由

#### 3 投票が済んでいない者の氏名等（1（5）の該当者）

選挙人氏名	理 由	選挙人氏名	理 由

## 不在者投票特別経費実績報告書

令和8年 月 日

広島県知事様

第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票特別経費として、次のとおり請求します。

請求金額 ￥\_\_\_\_\_

(積算内訳)

- 1 不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において行われる不在者投票に要する経費  
 $1,236\text{円} \times \frac{\text{人}}{\text{単価}} = \frac{\text{円}}{\text{不在者投票者数}}$
- 2 不在者投票管理者が市区町の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせるために要する経費

円  
 (※ 以下の表の各行について、(A) (B) のいずれか低い額を選び、その合計額を2に係る経費として記載する。)

立会日	立会時間	立会場所	立会人氏名	支払額(A)	基準額(B)
	～			円	円
	～			円	円
	～			円	円
	～			円	円
	～			円	円

[不在者投票管理者]

法人等の名称 \_\_\_\_\_

病院等の名称 \_\_\_\_\_

所在地 (〒 - ) \_\_\_\_\_

不在者投票管理者職氏名 (職名) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_

事務担当者名		電話番号	- - -
--------	--	------	-------

(注意)

- 1 外部立会人に係る経費は、市区町の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせるために経費を要した場合に請求できるものであり、市区町の選挙管理委員会が選定していない外部立会人を立ち会わせた場合には経費を請求できない。また、立会人が受領を辞退した場合は経費を請求できないので、注意すること。
- 2 積算内訳の「2 不在者投票管理者が市区町の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせるために要する経費」の「支払額（A）」欄には、市区町の選挙管理委員会が選定した外部立会人に実際に支払った謝金及び旅費の金額を記載すること。
- 3 積算内訳の「2 不在者投票管理者が市区町の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせるために要する経費」の「基準額（B）」欄には、立会時間に応じ、以下の表の該当する金額を記載すること。

(基準額一覧表)

立会時間	基準額
1時間以下	1,459円
1時間を超えて2時間以下	2,918円
2時間を超えて3時間以下	4,376円
3時間を超えて4時間以下	5,835円
4時間を超えて5時間以下	7,294円
5時間を超えて6時間以下	8,753円
6時間を超えて7時間以下	10,212円
7時間を越えて8時間30分（1日）以下	12,400円

※ 基準額には、謝金のほか旅費も含まれる。

- 4 法人・病院等の名称は略称によらず正式名称（例えば「医療法人社団○○会」「△△病院」など）を、また、不在者投票管理者職氏名も必ず記載すること。
- 5 不在者投票管理者（請求者）は、病院の院長、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホームの長、施設の長又はそれぞれの職務代理者であって、現実の経営者（理事長等）とは異なるので注意すること。
- 6 訂正する場合は、二重線で訂正箇所を取り消し、不在者投票管理者の職印（院長等の職印）がある場合は、その職印を押印すること（誤って理事長印や法人印を押印しないこと）。  
職印がない場合は、施設印+不在者投票管理者の個人印を押印すること。
- 7 この実績報告書には、①第8号様式、②第9号様式及び③経費の支払いに係る領収書の写しを添付すること。  
(※ ③については、市区町の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせるために要する経費を請求する場合に限る。)

## 不在者投票特別経費実績報告書

令和8年〇月〇日

広 島 県 知 事 様

第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票特別経費として、次のとおり請求します。

請求金額 ￥ 9,098

(積算内訳)

1 不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において行なった不在者投票の料金  

$$\underline{1,236\text{円}} \times \underline{5} \text{人} = \underline{6,180\text{円}}$$
  
 単価 不在者投票者数

不在者投票者氏名等一覧表  
 (第8号様式、投票しなかった者は含みません) の選挙人の数と一致していることを確認してください。

経費

2 不在者投票管理者が市区町の選挙管理委員会が選定した者による経費

下表の(A)(B)のいずれか低い額の合計額を記載してください。

2,918 円  
 (※ 以下の表の各行について、(A)(B)のいずれか低い額を選び、その合計額を2に係る経費として記載する。)

立会日	立会時間	立会場所	立会人氏名	支払額(A)	基準額(B)
R8. O. O	10:00~11:30	×法人×会〇病院	甲野 一郎	2,918円	2,918円
	~			円	円
				円	円
				円	円

同一の敷地内の複数の施設の不在者投票を同一の記載場所で同時に又は引き続き行なう場合、立会時間を通算し、いずれか1つの施設から請求してください。

実際に外部立会人に支払った額を記載してください。  
 (= 領収書の金額と一致)

25頁の基準額一覧表を参照して記載してください。

[不在者投票管理者]

当該施設の正式名称(略称は不可)

法人等の名称 ×法人×会病院等の名称 〇病院

病院長・ホーム長・施設長等です。  
 法人代表者(理事長等)ではありません。

所 在 地 (〒) 730-0000広島市中区〇町△丁目···不在者投票管理者職氏名 (職名) 院長(氏名) 広島 五郎

事務担当者名	<u>鈴木 三郎</u>	電話番号	<u>082-···</u>
--------	--------------	------	----------------

第8号様式

### 不在者投票者氏名等一覽表

## 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査

[法人等の名称] \_\_\_\_\_

[病院・施設の名称] \_\_\_\_\_

(注意) この一覧表の選挙人の数は、第7号様式の不在者投票者数と一致するものであること。

## 第8号様式（記載例）

## 不在者投票者氏名等一覧表

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査

[法人等の名称]  法人  会[病院・施設の名称]  病院

番号	選挙人氏名	選挙人名簿に記載されている住所	生年月日	備考
1	浅尾 聰史	広島市中区・・・丁目・・	S29・9・1	
2	白石 大輔	広島市南区・・・丁目・・	S40・1・5	
3	笛木 しおり	安芸郡熊野町・・・	S11・9・7	
4	福山 一沙	吳市倉橋町・・・	S17・5・1	
5	桜井 智徳	廿日市市宮島町・・・	S34・9・8	
		重複のないよう、注意してください。 (投票しなかった者は含みません。)		

(注意) この一覧表の選挙人の数は、第7号様式の不在者投票者数と一致すること。

## 第9号様式

## 口座振替依頼書

広島県知事様

[不在者投票管理者等]

法人等の名称 \_\_\_\_\_  
 フリガナ \_\_\_\_\_  
 病院等の名称 \_\_\_\_\_  
 フリガナ \_\_\_\_\_  
 病院等の所在地 (〒 — ) \_\_\_\_\_

不在者投票管理者等職氏名 (職名) \_\_\_\_\_  
 フリガナ \_\_\_\_\_  
 (氏名) \_\_\_\_\_

広島県から私に支払われる下記1の支払金は、下記2の振込先へ振り込んでください。

## 1 支払金の内容 (該当するものに○)

- (1) 不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において行われる不在者投票に要した経費
- (2) 不在者投票管理者が市区町の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせるために要した経費

## 2 振込先

金融機関名		金融機関 コード	
支店名		支店コード	
フリガナ		預金種目 (○印)	普通 当座 賢蓄 別段
口座名義		口座番号	

広島県債権者コード  
(0 + 6桁の数字)

0	—						
---	---	--	--	--	--	--	--

## 委任状

上記金額の受領を

法人等の名称 \_\_\_\_\_  
 病院等の名称 \_\_\_\_\_  
 住所 \_\_\_\_\_  
 (受任者) 職名 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ に委任します。  
 (債権者コード — )

令和8年 月 日

法人等の名称 \_\_\_\_\_  
 病院等の名称 \_\_\_\_\_  
 (委任者) 病院等の所在地 \_\_\_\_\_  
 不在者投票管理者職氏名 職名 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印

(注意)

- 1 病院等の名称は略称によらず正式名称（例えば「医療法人社団○○会」「△△病院」など）を、また、不在者投票管理者職氏名も必ず記載すること。
- 2 請求者が不在者投票管理者の場合、病院の院長、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホームの長、施設の長又はそれぞれの職務代理者が請求者となるのであって、現実の経営者（理事長等）とは異なるので注意すること。
- 3 広島県債権者コード（※）は、「病院の院長」、「老人ホームの長」、「原子爆弾被爆者養護ホームの長」若しくは「施設の長」等又は当該病院等が属する法人の名称で設定されたコード（番号）がある場合に記入すること。この場合にあっては、振込先の記入は不要である。  
なお、病院の院長名等以外で登録されたコード（番号）へ入金するときは、当該登録された者（例えば法人の理事長）への委任が必要であること。
- 4 広島県債権者コードを使用しない場合において、振替先の口座名義は、実際に金融機関に届出をしている名義人を記載すること。（省略せずに正確に記入すること。）  
また、「フリガナ」欄には必ず口座名義をカタカナで記載すること。なお、名義を短縮登録している場合には、その短縮登録の名義をカタカナで記載すること。
- 5 この経費の受領者（口座名義人）が、不在者投票管理者（請求者）以外であるときは、委任状に記載すること。  
また、委任状に記載された受任者の氏名と振込先の口座名義の記載は、原則として同一となるので注意すること。
- 6 不在者投票管理者の押印に際し、不在者投票管理者の職印（院長等の職印）がある場合は、その職印を使用すること（不在者投票管理者印（院長等の職印）の所に、誤って理事長印や法人印が押してあるものが多数見受けられるので注意すること）。  
職印がない場合は、施設印+不在者投票管理者の個人印を押印すること。

※ 広島県債権者コードは、県からの支払回数が概ね年1回以上継続してある場合に、債権者からの届出により、広島県会計管理部において設定されたもの（0+6桁の数字「0-123456」等）。  
なお、新規に設定する場合及びすでに設定している場合で、氏名、住所、口座情報に変更があった場合には、第10号様式「債権者コード登録依頼書」により届け出ること（「広島県電子申請システム」からの申請も可能）。

## 第9号様式（記載例①）

口座名義が不在者投票管理者（病院長・ホームの長・施設長等）又は  
病院等を経営する法人等と一致する場合【委任状が必要ないケース】

## 口座振替依頼書

広島県知事様

当該施設の正式名称（略称は不可）

[不在者投票管理者等]

法人等の名称

×法人×会

病院等の名称

まるびょういん  
〇病院

病院等の所在地 (〒730-.....)

ヒロシマシナカクマルマチサンカクチヨウメ  
広島市中区〇町△丁目.....

不在者投票管理者等職氏名（職名）

院長

病院長・ホームの長・施設の長です。

法人代表者（理事長等）ではありません。

フリガナ

ヒロシマゴロウ

(氏名)

広島五郎

支払金は、下記2の振込先へ振り込んでください。

## 1 支払金の内容（該当するものに○）

- (1) 不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において行われる不在者投票に要した経費
- (2) 不在者投票管理者が市区町の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせるために要した経費

付け忘れないようにして下さい。

広島県債権者コードがある場合は、記載例③を参照してください。

## 2 振込先

金融機関名	広島△銀行	金融機関コード	0 .....
支店名	広島×支店	支店コード	0 .....
フリガナ	ハツホウジンハツカイマリビヨウインチヨウ ヒロシマゴロウ	預金種目 (○印)	普通 当座 賯蓄 別段
口座名義	×法人×会〇病院 院長 広島五郎	口座番号	0 0 - - - - - -

広島県債権者コード  
(0+6桁の数字)

0	-					
---	---	--	--	--	--	--

## 委任状

上記金額の受領を

法人等の名称 \_\_\_\_\_

病院等の名称 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

(受任者) 職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ に委任します。

(債権者コード — — — )

令和8年 月 日

法人等の名称 \_\_\_\_\_

病院等の名称 \_\_\_\_\_

(委任者) 病院等の所在地 \_\_\_\_\_

不在者投票管理者職氏名 職名 \_\_\_\_\_

## 第9号様式（記載例②）

□ 口座名義が不在者投票管理者（病院長・ホームの長・施設長等）又は  
病院等を経営する法人等と一致しない場合【委任状が必要なケース】

## 口座振替依頼書

広島県知事様 受任者の正式名称（略称は不可）

[不在者投票管理者等]

法人等の名称

かぶしきがいしやさんかくさんかく  
**株式会社△△**

病院等の名称

病院等の所在地 (〒 730-.....)

ヒロシマシナカクマルマチサンカクチヨウメ

**広島市中区○町△丁目.....**

不在者投票管理者等職氏名（職名）

**代表取締役社長**

受任者の職氏名または法人の代表者

ヒロシマハチロウ  
**广島八郎**

広島県から私に支払われる下記1の支払金は、下記2の振込先へ振り込んでください。

1 支払金の内容（該当するものに○）

- (1) 不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において行われる不在者投票に要した経費
- (2) 不在者投票管理者が市区町の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせるために要した経費
- 2 振込先

付け忘れないようにして下さい。

広島県債権者コードがある場合は、記載例③を参照してください。

金融機関名	<b>広島△銀行</b>	金融機関コード	0 .....
支店名	<b>広島×支店</b>	支店コード	0 .....
フリガナ	カブシキカイシャサンカクサンカク ターヒヨウトリシマリヤクシャチヨウヒロシマハチロウ	預金種目 (○印)	普通 当座 賐蓄 別段
口座名義	<b>株式会社△△</b> <b>代表取締役社長 広島 八郎</b>	口座番号	0 0 .....

広島県債権者コード  
(0 + 6桁の数字)

0 | — | | | | |

## 委任状

上記金額の受領を

法人等の名称 **株式会社△△**

※ただし、口座名義が不在者投票管理者（病院長・ホーム長・施設長）又はその病院等を経営する法人・法人代表者（理事長等）の場合は、委任状は必要ありません。

病院等の名称 **○病院**住所 **広島市中区○町△丁目.....**(受任者) 職名 **代表取締役社長**氏名 **広島 八郎**

(債権者コード — )

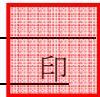
に委任します。

令和8年○月○日

法人等の名称 **×法人×会**病院等の名称 **○病院**(委任者) 病院等の所在地 **広島市中区○町△丁目.....**不在者投票管理者職氏名 職名 **院長**氏名 **広島 五郎**

不在者投票管理者（院長等）の職印を押印（職印がない場合は施設印+個人印を押印。個人病院である場合等を除き、原則個人印のみは不可。）。理事長印・法人印ではないことに注意。

委任者は、不在者投票管理者となります。



## 広島県債権者コードがある場合

第9号様式（記載例③）

## 口座振替依頼書

広島県知事様 当該施設の正式名称（略称は不可）

[不在者投票管理者等]

法人等の名称  
フリガナぱっぽうじんばつかい  
×法人×会病院等の名称  
フリガナまるびょういん  
〇病院

病院等の所在地 (〒 730- - - -)

ヒロシマシナカクマルマチサンカクチヨウメ

広島市中区〇町△丁目・ - - -

不在者投票管理者等職氏名 (職名)

病院長・ホーム長・施設長等です。  
法人代表者（理事長等）ではありません。

院長

(氏名)

ヒロシマゴロウ  
広島五郎

の支払金は、下記2の振込先へ振り込んでください。

## 1 支払金の内容（該当するものに○）

- (1) 不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において行われる不在者投票に要した経費
- (2) 不在者投票管理者が市区町の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせるために要した経費

## 2 振込先

広島県債権者コードがある場合は、「2 振込先」欄の記載は不要です。

金融機関名		金融機関 コード	
支店名		支店コード	
フリガナ		預金種目 (○印)	普通 当座 賟蓄 別段
口座名義		口座番号	

広島県債権者コード  
(0 + 6桁の数字)

0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6

## 委任状

上記金額の受領を

不在者投票管理者（院長等又は当該施設が属する法人）以外で登録されたコードへ入金するときは、当該登録された者への委任が必要です。で、委任状を記入してください。

法人等の名称

病院等の名称

住所

(受任者)

職名

氏名

(債権者コード — — )

に委任します。

令和8年 月 日

法人等の名称

病院等の名称

(委任者)

病院等の所在地

不在者投票管理者職氏名 職名

氏名 印

# 債権者コード登録依頼書

(口座振替依頼書)

年 月 日

広島県様

広島県から私への支払は、次の口座へ振り込んでください。  
なお、内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出ます。

## 〔登録事項〕

1 債権者コード	_____	_____	_____	_____	_____	_____
----------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

(新規の時は記入不要)

チェック	区分	記入事項
<input type="checkbox"/>	新規	2~5を記入 前金が必要な方は6も記入
<input type="checkbox"/>	変更	1・2(必ず記入) 3~6のうち変更箇所を記入
<input type="checkbox"/>	廃止	1・2のみ記入

2 フリガナ							
おなまえ 又は法人 名(支店 名)	.....						
代表者 職・氏名							

(担当者 )

の部分は記入不要

_____	_____	_____	_____	_____	_____
-------	-------	-------	-------	-------	-------

〒 

_____	_____	_____
-------	-------	-------

 - 

_____	_____	_____
-------	-------	-------

3 住所	都道府県	市郡	区町村	丁目			
	番地	番地	号				
方書							
4 電話番号	_____	_____	_____	_____	_____	_____	(左づめ)

## 〔振込口座〕

※1 必要に応じて、5(一般支払用)、6(前金払用)欄に記入し、金融機関の窓口で確認印を受けてください。

なお、次のいずれかを添付される場合は、金融機関確認印は不要です。

・預金通帳の写し(表紙と見開きのカタカナ記入の部分)

・金融機関名、店舗名、預金種目、口座番号および口座名義が表示されている電子通帳の写し(紙媒体の通帳がない場合)

※2 「金融機関・店舗コード」欄は記入されなくても構いません。

(一般支払用)

5 振込金融機関	金融機関	店舗名	金融機関・店舗コード	支出方法
振込口座	預金種目	○で囲んでください	口座番号	金融機関確認印欄
	1 普通	2 当座	4 賢蓄	
口座名義 (カタカナ)	.....	.....	.....	

(前金払用) 保証会社と前金の保証契約を締結している建設業者等への前金の支払用

6 振込金融機関	金融機関	店舗名	金融機関・店舗コード	支出方法
振込口座	預金種目	○で囲んでください	口座番号	金融機関確認印欄
	1 普通	2 当座	4 賢蓄	
口座名義 (カタカナ)	.....	.....	.....	

【お問合せ・送付先】 Tel (082) 513-2112(ダイヤルイン) 〒730-8511 広島市中区基町10-52 広島県会計総務課

# 債権者コード登録依頼書

(口座振替依頼書)

2026年○月○日

広島県様

広島県から私への支払は、次の口座へ振り込んでください。

なお、内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出ます。

## 〔登録事項〕

1	債権者コード	0 - 0 1 2 3 4 5
(新規の時は記入不要)		

法人の場合、代表者氏名の変更があつても、債権者コードの変更届は必要ありません。

チェック	区分	記入事項
<input type="checkbox"/>	新規	2~5を記入 前金が必要な方は6も記入
<input checked="" type="checkbox"/>	変更	1・2(必ず記入) 3~6のうち変更箇所を記入
<input type="checkbox"/>	廃止	1・2のみ記入

2	フリガナ	ヒロシマショウジ チュウゴクエイギョウショ	法人で名称変更があった場合のみ、旧名称・代表者職・氏名を記入してください。また、確認のため、登記簿謄本(履歴事項全部証明書等)の写しの提出をお願いする場合があります。
	おなまえ 又は法人名 (支店名)	広島商事株式会社 中国営業所	旧法人名 (旧支店名)
	代表者職・氏名	所長 中国 基八郎	広島商事株式会社広島支店 支店長 広島 建仁
(担当者)	基町 呉人	の部分は記入不要	〒 730-8511
		■ ■ ■ ■ ■ ■	〒 730-8511

代表者の職名の  
変更があつた場合  
は、変更届が  
必要です。

3	住所	広島 都道府県 広島 市町村 中区町村 基町 丁目
		10 番地 52 号
	方書	基町ビル7階
4	電話番号	0 8 2 - 2 2 8 - 2 1 1 1 (左づめ)

「かたがき」  
マンション名等と  
部屋番号のこと。

に応じて、5(一般支払用)、6(前金払用)欄に記入し、金融機関の窓口で確認印を受けてください。

なお、次のいずれかを添付される場合は、金融機関確認印は不要です。

- ・預金通帳の写し(表紙と見開きのカタカナ記入の部分)
- ・金融機関名、店舗名、預金種目、口座番号および口座名義が表示されている電子通帳の写し(紙媒体の通帳がない場合)

※2 「金融機関・店舗コード」欄は記入されなくても構いません。

(一般支払用)			支出方法	
5	振込金融機関	金融機関 広島銀行	店舗名 県庁支店	金融機関・店舗コード 0 1 6 9 0 0 8
	振込口座	預金種目 ○で囲んでください ①普通 2 当座 4 賢蓄	口座番号 1 1 2 2 3 4 5	
	口座名義(カタカナ)	ヒロシマショウジ (カ) チュウゴクエイギョウ		

金融機関確認印欄
受①付 R8.○.○ 広島銀行

(前金払用)			支出方法
6	振込金融機関	金融機関	金融機関・店舗コード
	振込口座	預金種目 ○で囲んでください 1 普通 2 当座 4 賢蓄	口座番号
	口座名義(カタカナ)		

金融機関確認印欄

(参考) 領収書の記載例

※ 市町の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせるために経費を要した場合に添付する。

実際に外部立会人に支払った金額を記載してください。

外部立会人に支払われる謝金等は、源泉徴収が必要である旨を、総務省を通じ税務当局に確認しております。源泉徴収している場合は、所得税分を含んだ金額を記載してください。

源泉徴収額は給与所得の源泉徴収税額表（日額表）（令和8年分）を参照してください。支払額が9,800円以上の場合は、源泉徴収が必要となります。なお、源泉徴収額の算出方法等についてご質問等ある場合は、最寄りの税務署にご相談ください。

## 領 収 書

不在者投票管理者（病院長・ホームの長・施設の長）を記載してください。

令和8年〇月〇日

×法人×会〇病院 院長 広島五郎 様

内訳を具体的に記載してください。

領収金額 ¥2,918-

不在者投票の立ち会い（令和8年〇月〇日 10:00～11:30）に係る謝金等

として 上記金額を正に受領いたしました

但し、所得税として〇〇円の源泉徴収を含む

外部立会人の住所・氏名を必ず記載してください。

領収金額に含まれる源泉徴収額を記載します。

住所

広島市南区×町・丁目...

氏名

甲野 一郎

印

押印

## 市区町選挙管理委員会事務局所在地等一覧

令和7年4月1日現在

団体名	郵便番号	所 在 地	TEL番号	FAX番号
広島市	730-8586	広島市中区国泰寺町1-6-34	082-504-2513	082-504-2519
広島市中区	730-8587	広島市中区国泰寺町1-4-21	082-504-2544	082-541-3835
広島市東区	732-8510	広島市東区東蟹屋町9-38	082-568-7703	082-262-6986
広島市南区	734-8522	広島市南区皆実町1-5-44	082-250-8934	082-252-7179
広島市西区	733-8530	広島市西区福島町2-2-1	082-532-0925	082-232-9783
広島市安佐南区	731-0193	広島市安佐南区古市1-33-14	082-831-4927	082-877-2299
広島市安佐北区	731-0292	広島市安佐北区可部4-13-13	082-819-3959	082-815-3906
広島市安芸区	736-8501	広島市安芸区船越南3-4-36	082-821-4903	082-822-8069
広島市佐伯区	731-5195	広島市佐伯区海老園2-5-28	082-943-9753	082-923-5098
呉市	737-0051	呉市中央5-12-21	0823-25-3403	0823-23-1364
竹原市	725-8666	竹原市中央5-6-28	0846-22-7764	0846-23-5027
三原市	723-8601	三原市港町3-5-1	0848-67-6140	0848-67-6196
尾道市	722-8501	尾道市久保1-15-1	0848-38-9258	0848-38-9338
福山市	720-8501	福山市東桜町3-5	084-928-1121	084-928-3315
府中市	726-8601	府中市府川町315	0847-44-9109	0847-46-3450
三次市	728-8501	三次市十日市中2-8-1	0824-62-6195	0824-62-6289
庄原市	727-8501	庄原市中本町1-10-1	0824-73-1126	0824-72-3322
大竹市	739-0692	大竹市小方1-11-1	0827-59-2188	0827-57-7130
東広島市	739-8601	東広島市西条栄町8-29	082-420-0968	082-420-0989
廿日市市	738-8501	廿日市市下平良1-11-1	0829-30-9228	0829-32-1059
安芸高田市	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791	0826-42-1136	0826-42-1375
江田島市	737-2297	江田島市大柿町大原505	0823-43-1111	0823-57-4433
安芸郡				
府中町	735-8686	府中町大通3-5-1	082-286-3100	082-286-3199
海田町	736-8601	海田町南昭和町14番17号	082-823-9202	082-823-9203
熊野町	731-4292	熊野町中溝1-1-1	082-820-5625	082-854-8009
坂町	731-4393	坂町平成ヶ浜1-1-1	082-820-1500	082-820-1522
山県郡				
安芸太田町	731-3810	安芸太田町大字戸河内784-1	0826-28-2111	0826-28-1622
北広島町	731-1595	北広島町有田1234	0826-72-2111	0826-72-5242
豊田郡				
大崎上島町	725-0231	大崎上島町東野6625-1	0846-65-3111	0846-65-3198
世羅郡				
世羅町	722-1192	世羅町西上原123-1	0847-22-1111	0847-22-2768
神石郡				
神石高原町	720-1522	神石高原町小畠1701	0847-89-3330	0847-85-3394